

平成 30 年度第 1 回 広島地方労働審議会 議事録

1 日 時 平成 30 年 11 月 19 日 (月) 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 広島合同庁舎 2 号館 6 階第 7 号会議室

3 出席者

[委員]

公益代表委員 横田委員、酒井委員、手塚委員、野北委員 久行委員
労働者代表委員 石黒委員、大野委員、児玉委員、竹森委員、久光委員、
山崎委員
使用者代表委員 川妻委員、小松委員、中野委員、野口委員

[労働局]

川口労働局長、中原総務部長、松永雇用環境・均等室長
鈴木労働基準部長、渡部職業安定部長、中野総務調整官、井上総務課長
船本労働保険徴収課長、高津監督課長、横山貸金室長、能一労災補償課長
境職業安定課長、角職業対策課長、野首需給調整事業課長
葛西訓練室長、山本雇用環境改善・均等推進監理官、森主任監察監督官
永谷地方労働市場情報官
福馬総務企画官、大土井総務係長、荒瀬総務係、藤澤総務係

4 議題

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨災害への対応状況について
- (2) 平成 30 年度広島労働局行政運営方針の進捗状況について
- (3) その他
最低工賃の改正等について
 - ・ 広島県毛筆・画筆製造業最低工賃
 - ・ 広島県和服縫製業最低工賃

5 意見交換等

○福馬企画官

ただいまから平成 30 年度第 1 回広島地方労働審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきありがとうございます。ご挨拶いたします。

本日、司会を務めさせていただきます総務部総務課の福馬と申します。横田会長に司会進行をお願いするまでの間、私が司会を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

最初に本日の審議会の出席者数についてご報告いたします。

本日出席予定でした佐田尾委員が所要のため急遽欠席ということになりましたが、現在、公益代表委員の方が 4 名、労働者代表委員の方が 6 名、使用者代表委員の方が 4 名、合計 14 名の委員の方が出席されています。

18 名の委員の内 3 分の 2 以上の委員が出席されておられますので、地方審議会令第 8 条 1 項の規定により本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本審議会は広島地方労働審議会運営規定第 5 条の規定により、原則公開することとなっており、議事録についても情報公開の対象となりますので併せてご了承ください。

それでは審議会の開催にあたり、川口広島労働局長からご挨拶を申し上げます。

○川口局長

どうも皆様こんにちは。労働局長の川口でございます。本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、日ごろから私ども労働行政にそれぞれの立場から色々な形でご協力、ご支援をいただいておりますことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げる次第であります。

さて、広島県内では 4 か月前になりますけれども、大変な豪雨災害があったところがございます。多くの方が被害に遭われました。また、私ども行政の関係でいえば多くの労働者の方が被害に遭われ、また、多くの会社が色々な被害を受け、困難な局面に直面したところがございます。事業活動にも大きな影響があったところでありまして、私どもとしましても後程説明しますが、相談窓口を設けるとか色々な特例措置を設けることによりまして労働行政としてできる限りの対応をしたところがございます。

また、これも後程説明しますが、県内の雇用情勢でありますけれども、バブルの時期を上回る非常に高い有効求人倍率が続いているところがございます。これは言い換えれば、大変厳しい人手不足の状況であるというところがございます。そういう非常に厳しい人手不足の状況の中で、事業主の方々また労働者の方々もそれぞれ大変ご苦労されているところかと思えます。そういう人手不足の状況の中でありまして、できるだけ多くの方に遺憾なく能力を発揮していただく、また、生き生きと働いていただくことが大きな課題となっているというふうに考えているところがございます。

そういうなかで、働き方改革ということが政府をあげての大きな課題となっております。

て、今年の夏に関連の法律が成立したところでございます。

この法律は色んな内容が盛り込まれておりますけれども、来年の4月から順次施行されて行くことになっております。内容によって来年の4月施行となるもの、再来年の4月施行となるもの、もう少し時間をおいて施行となるもの等、様々でありますけれども、順次施行されて行くことになっております。

相当大きな改革でございますので、私共は、今、いろんな機会を通じまして説明会を設けるなどして周知に努めております。皆様方にご理解いただき、円滑にこの法律を施行していく、施行を迎えることが重要なことだと思っております。

また、法改正でありますので、当然ながら現行法を守っていただく、また、現行法をちゃんと理解していただくことによって、新たな法改正にもスムーズに対応できるということになりますので、現行法の順守、それから理解の促進ということにも今努めているところでございます。特に労働時間の関係につきまして、違法な長時間労働ということが生じないように重点的な監督指導を行っているところでございます。

このような働き方改革に関する課題も含めまして、その他にも色々な労働行政として課題があるところでございまして、本日はその労働行政の諸課題につきまして、今年度の施行状況、私どもの政策としての進捗状況というものを報告させていただき、色んな点からご意見をいただきたいと思っております。このあと各担当から順次報告させていただきますので、忌憚のないご意見をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○福馬企画官

先ほど申しました出席者を15名に訂正させていただきます。資料のほうでは欠席となっていました、公益代表の手塚委員が只今出席されましたのでご報告いたします。

今年度、新たに委員に就任された方をご紹介させていただきます。本日は所用により欠席されていますが、使用者代表の委員として、滝村委員に平成30年4月1日付で就任いただいておりますことをご報告させていただきます。その他の委員の皆様および当局の職員につきましては時間の関係もあり、ご用意いたしました資料の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に、本日配布しております資料の確認をお願い致します。

まず、平成30年度第1回広島地方労働審議会の議事次第、出席者名簿、配席表、審議会委員名簿。ホッチキス止めになっているものでございます。

次に、事務局からの資料といたしまして、審議会に係る関係法令等をまとめたものがホッチキスで止めてございます。

次に、表紙が平成30年度広島地方労働審議会資料目次となっている資料がございます。この資料につきましては先般事前にお送りさせていただいたものでございます。

それから参考資料といたしまして、各々クリップ止めしておりますが、資料1から4の雇用環境均等行政、労働基準行政、職業安定行政、家内労働の各関係資料がございます。

過不足等はございませんでしょうか。

最後に事務局からのお願いですが、議事録を作成するという都合上、委員のみなさまのご発言につきましては、事務方のほうでマイクをお持ちいたしますので、発言される前にお名前をおっしゃっていただいてから発言いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは議事進行に入りたいと思います。これからは横田会長に司会進行をお願いしたいと思います。横田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○横田会長

ここから司会進行を務めさせていただきます横田でございます。各委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

皆様にご協力をいただきながら本審議会の運営に努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では早速、議題（１）、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応状況についての議事に入らせていただきます。それでは事務局の中原総務部長ご説明をよろしくお願いいたします。

○中原総務部長

ご紹介をいただきました総務部長をやっております中原と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、右上にメイン資料と書いてあります資料となります。1 ページ目をお開きください。

先ほど局長のあいさつの中にもありましたけれども、7 月に県内各地に甚大な被害をもたらす集中豪雨が発生いたしました。私どもといたしましては、まず制度的な面としまして、この資料にはございませんけれども、雇用保険の特例措置あるいは雇用調整助成金の特例措置、労働保険納付の特例措置といったものに加えまして、広島労働局独自にこのペーパーにあるような対応を行ったところでございます。

制度の活用等につきましては、ホームページ、あるいは新聞発表等を通して幅広く県民の皆様を知りわたるよう努めたところでございます。

まず、7 月 6 日の金曜日の豪雨が災害の始まりだった訳でございますが、発災後の 7 日の土曜日に、労働局内に対策本部を設置しまして、対応を協議したところでございます。そのうえで 7 月 10 日から県内すべての労働基準監督署それからハローワークに特別の相談窓口を設置して対応しております。加えまして 7 月 14 日から 3 連休の 16 日まで、それから資料にはありませんけれども、次の週の 7 月 21、22 の土日、この終日におきましては、電話による相談を受け付けたところでございます。その状況でございますが、下の※のところにありますけれども、相談件数としましては合計で 2,287 件、相談内容の主なものとしては雇用調整助成金が 771 件、雇用保険に関するものが 555 件等となっております。

災害発生直後におきましては、雇用保険あるいは休業手当、こういった内容の相談が多数寄せられたところがございます。その後、雇用調整助成金の特例措置等が行われたことによりまして、雇用調整助成金の問い合わせが多くなったところがございます。

それから 4 つ目にありますけれども、被災した就活中の大学生等からの相談に対応するため、広島市内の紙屋町にございます新卒応援ハローワークに特別窓口を設置して対応したところがございます。

それから、復興支援という面で、中小企業等の復興支援に係る説明会というものを経済産業省、広島県、市町村等と連携しまして、8 月末に県内 15 会場で説明会を開催いたしました。当局からは特に雇用調整助成金の特例措置の周知等を行ったところがございます。

それから、三原市にあります被災した医療法人で大量の離職者が発生したことがありましたので、ハローワーク三原、尾道、竹原、この 3 つのハローワーク合同で、9 月 27 日に福祉人材関係の面接会を開催したところがございます。

また、ここには書いてありませんけれども、併せまして、被災した企業さんの雇用調整に関する情報収集を電話等により行いまして、必要に応じて雇用調整助成金等の案内を行ったところがございます。簡単ではございますが以上でございます。

○横田会長

ありがとうございました。各委員の方々にはただ今のご説明に関しまして何かご質問などはございますか。

○久行委員

労働対策本部の組織構成を教えてくださいませんか。

○中原総務部長

局長以下、各部長、それから総務課長等で構成しております内部組織となります。

○久行委員

はい結構です。

○横田会長

他にございますか。

それでは最後の意見交換のときにでも何かございましたら、ご質問、ご意見をお願い致します。

それでは、引き続きまして議題（2）平成 30 年度上半期の広島労働局行政運営方針の進捗状況についての議事に入らせていただきます。

雇用環境均等行政、労働基準行政、職業安定行政および総務部関係の各重点施策につい

て、それぞれ各部室より説明をいただきまして、その説明ごとに各委員に質疑などをしていただくという方式で審議を進めたいと思います。

また、全体の意見交換といたしましては、議題の4で予定しておりますので、色々なご意見などお願いいたします。

それでは始めに松永雇用環境均等室長より、雇用均等行政の重点施策についてご説明をお願いいたします。

○松永均等室長

雇用環境均等室の松永でございます。日ごろから雇用環境均等室の業務の推進にお力添えを賜りお礼申し上げます。平成30年度の雇用環境行政の重点施策の進捗状況について説明をさせていただきます。

使います資料は、この横長の目次のメイン資料の2ページからと黒クリップで止めてあります資料1の方を使わせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

資料の2ページでございますように、雇用環境均等室の重点施策の一番目は働き方改革の推進でございます。厳しい人手不足の中、それぞれの事情に応じた働き方を実現できる社会を目指すということで、働き方改革、それから女性の活躍推進を一体として進めていくということでございます。

2ページの右側の30年度の実績等の1番目の二重丸になりますが、30年度は働き方改革関連法が6月に成立し、7月に公布されたことを受けまして、まずは働き方改革関連法全体の周知に取り組んだところでございます。

法律が全業種すべての規模の事業所に係る改正となりますので、まずは知っていただくということが重点となってまいりますので、局長をはじめ各部長など幹部職員が労使団体や企業を訪問し、トップと面談してご理解を得るとともに周知への協力要請を行ったところでございます。

そのほかに、各部および監督署、ハローワークが連携して、労使団体、特に商工会議所、商工会等を訪問し、周知へのご協力を依頼させていただいたところでございます。

資料1の黒クリップで止めてあります雇用環境均等行政関係資料のナンバー1が働き方改革関連法の概要を示しました資料となります。

働き方改革関連法、雇用対策法、労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法など様々な法律の改正が盛り込まれております。

雇用環境均等室が担当いたしますのは、この法律の中では主にパートタイム労働法の改正になります。この改正により現在のパートタイム労働法の対象に有期雇用労働者が加わりまして改正されるという運びになっております。法律の概要につきましては皆様ご存知のことだと思いますけれども、簡単に書いたのがこのナンバー1の資料の23ページにあります。

『「働き方」が変わります！！2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます』

という水色をベースにした資料になりますけれど、これのポイント1、ポイント2は主に労働基準法の関係になりますが、ポイント3がパートタイム労働法、それから労働契約法の改正ということです。内容といたしましては、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されますということで、同一企業内において正規労働者と非正規労働者の方、非正規労働者とはパートタイム労働者と有期雇用労働者それから派遣労働者をいいますが、この間で、基本給や賞与など個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されますという内容になっておりますが、企業などを回らしていただいても、なかなかご理解を頂けない状況ではございます。

省令指針が出ておりませんので中身が詰まっておりますけれども、18 ページをご覧くださいと、正社員と非正規社員との間で、職務の内容、仕事の中身、それから責任の程度、配置変更の有無や幅、その他の事情を比較して、全く同じであれば、均等待遇の規定が適用されて差別的取り扱いがそれぞれの待遇ごとにすべてが禁止されます。それから職務の内容などに違いがあれば、違いを考慮して不合理な待遇差を禁止するというそういう均衡待遇規定となっております。

20 ページをご覧ください。どのような差が不合理なのかにつきましては、昨年度末に出されました同一労働同一賃金ガイドライン案をベースにして作成されます省令指針で明確にされることとなっております。まだ出されておられません但近々出されることとなると思っております。

パートタイム労働法の施行日は大企業は2020年4月、中小企業2021年4月となっておりますので、来年度1年間を含めまして、今後さらに周知を続けてまいります。またご協力のほどよろしく願いいたします。

この資料の次のナンバー2をご覧ください。24 ページの次になります。広島働き方改革推進支援センターというチラシを入れさせていただいております。

働き方改革関連法につきましては、中小企業が取り組んでいただくことが重要となっております。中小企業が取り組んでいただく支援のために、今年度から委託事業として働き方改革推進支援センターを設置しております。センターでは相談対応、企業への訪問による支援、セミナーの開催などを行っております、中小企業に対する支援を行っております。センターの周知につきましても、商工会議所、商工会のご協力をいただいたところでございますが、まだ十分に存在が認識されておられません。利用がまだまだ進んでおりませんので更なる周知を図ってまいりたいと思っております。

メイン資料、横長の資料にもどっていただきまして、進捗状況について説明をさせていただきます。まず2ページの(1)非正規雇用労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた均等均衡待遇や正社員転換の取組でございます。

現在のパートタイム労働法におきましても、均等・均衡待遇というのが定められております。それに加えて、雇入れ時の労働条件の明示や正社員転換の措置なども定められておまして、これらにつきまして企業の実施状況などを聞き取る報告聴取ということ

を実施させていただいております。9月末までに166社を訪問させていただきまして、このような表のような状況となっております。

助言数の多いものをピックアップして書かせていただいておりますので、この合計と総数が一致しないところをご了承ください。報告聴取にあわせまして改正パートタイム労働法の均等均衡待遇の説明や職務評価の手法なども説明させていただいているところがございます。

3ページをご覧ください。働き方関連法の周知とあわせまして、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進につきまして、労使団体や主要企業を訪問し、協力の要請を行っているところがございます。

次の4ページをご覧ください。女性の活躍と両立支援の推進でございます。パートタイム労働法とあわせまして事業主に対する報告聴取を行っているところですが、男女雇用機会均等法、育児介護休業法に基づきまして、事業場のハラスメント防止対策の実施状況や育児介護休業法規定の整備状況について聞き取りまして、必要に応じて助言指導を行っております。男女雇用機会均等法の指導状況は4ページの表のとおりでございますが、育児介護休業法は次の5ページに表を載せているところがございますが、ハラスメント防止対策がなかなか進んでいないというところで、こういう現状となっております。

4ページの2つ目の丸でございます。女性の活躍推進法ですが、平成28年4月から施行され、301人以上の企業に対し、女性の活躍推進のための行動計画を作っていただくことが義務となっております。届出状況ですが、ここには書いておりませんが301人以上の事業場で把握している386社中384社で届け出をいただいております。99.5%の届け出でございます。努力義務の企業についての届け出の拡大に努めているところですが、まだまだ増えていないところがございます。

6ページをご覧ください。下のほうの丸でございますが、次世代育成支援対策推進法につきましても同じく仕事と育児の両立のための行動計画を作っていただきまして、届け出が101人以上の企業に対して義務付けられております。届け出状況ですが全体で99.8%の届け出状況でございます。また、認定などの状況につきましてもなかなか進んでいないという状況でございます。

また、介護による離職ゼロを推進するための取組をしております。資料のナンバー3になりますが、こういう資料を作りまして介護支援センター、それから地方自治体に対し周知にご協力いただくよう要請したところがございます。

資料7ページをご覧ください。安心して働くことができる環境整備です。総合労働相談コーナーに寄せられた相談状況のうち、民事上の個別労働紛争に関する相談件数は8ページの表になりますが、全体で3,677件で、昨年度同期より500件近く減少しております。ただハラスメントを含むいじめや嫌がらせの相談は9月末で1,047件と昨年同期よりも増加しており、ハラスメントの相談の中で一番多くなっております。

育児介護休業法、男女雇用機会均等法に関する相談の中でも、セクハラや妊娠出産関係

この委託事業ですが、単年度事業となりますので、来年度以降は、また入札などを行って働き改革推進支援センターに応募いただいたところから選定していくということになります。この事業自体が何年間続くかというのは情報としてもっておりませんので不明です。

○横田会長

いかがでしょうか。

○久光委員

ありがとうございます。単年度事業ということで、何年継続するかは現時点では分からないということですね。はいありがとうございます。

○横田会長

ほかに何かございますか。

○石黒委員

労働者側の石黒と申します。よろしくお願ひします。最初に説明いただいた豪雨災害のところとも絡んでくるんですが、いま前半期の相談の実績の説明をいただいたんですけど、この中に災害が絡んで、例えば、今9月末でいじめや嫌がらせハラスメントのところがすごく増えているという報告があった訳ですけど、その災害も絡んだ相談というのはなかったでしょうか。例えば、私のところの組織で、今回の災害に絡んでは、子育てされている人たちの相談がまず来ました。色んな制度が前進はしているんですけどやっぱりどっかに穴があって、職場に向かう道路の寸断であるとかJRが動かないという理由で遅れて出社する場合の制度があっても、子供を迎えに行くための制度がなかったり、色んなそういう制度の中で、こちらも今まで気づいてなかったようなところが出てきたところです。そこら辺はすぐ対応していただいた部分はあるんですけど、子育てで言えば女性に限りませんが、災害に関して、特に女性からの相談が今回増えているというようなことはなかったのでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

○横田会長

いかがでしょうか。

○松永均等室長

先ほど災害関係の相談がありましたけれど、雇用保険とか助成金以外の相談はそれほど件数はなかったんですが、やはり見受けられたのが、通勤ができないという相談で、事業場の被災は大きくなって通常稼働しているんですが、交通手段がないので行くことが困難であると。そうすると事業場が原因で休むと休業補償とかなにか出るんですけど、ご

本人の通勤ができないということだと、そういったものがなかなか対応できないというご相談も寄せられたというのがあります。

○石黒委員

ありがとうございます。それぞれの職場の対応など色々あると思うので難しいと思いますが、解決するようないい方法がこういう非常時にあったらいいなと私たちも考えながら動いていたという部分があります。またそういう相談がありましたら対応をよろしく願いいたします。

○横田会長

ほかにございますか。ちょっとひとつだけ私横田が質問したいということなのですが、メイン資料の 9 ページの右側ですけれど、無期転換ルール関係相談受理状況、これは非正規で 5 年務めた人は正社員になれるルールですか。これの相談というのは具体的にはどういうふうな内容になるのでしょうか。5 年にならないうちに解雇されるとかという相談なんでしょうか。

○松永均等室長

無期転換ルールは、5 年を超して雇用が更新され続けていくと 5 年を超した段階で正社員ではなくて期間の定めが無くなる。労働条件はそのままですが期間の定めがなくなるというルールです。使用者側の相談が多いのは、やはりその制度についてのご相談ですね。どういうことを定めたらいいかということで。労働者側の方が相談されていらっしゃる中で資料の上のほうに、労働者相談のうち雇止めが 1 月 1 件、2 月 6 件、3 月 5 件と書いてありますが、無期逃れかではないかと思われる雇止めの相談が起きております。こういったところに関しましては、相談者本人の個別の相談・援助、それから事業場に対する無期転換についてのご理解を深めていただくということで、啓発指導に行かさせていただいております。

○横田会長

労働者側の相談が少ないですね。

○松永均等室長

そうですね。無期転換になりたいという申し出をしていただくのが 30 年の 4 月からで、この契約期間が終わったのちから無期になりますので、これがスムーズに移行するかどうかは 1 年更新の方ですと次の 4 月からに現れてくるので、その状況についてきちんと施行されるように啓発指導をしていきたいというところがございます。

○横田会長

これからですね。

それでは続きまして鈴木労働基準部長より、労働基準行政の重点施策についてというところでご説明をお願いします。

○鈴木基準部長

労働基準部長の鈴木と申します。皆様方には日頃から労働基準行政にご理解ご協力をいただいております。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

先ほどのメイン資料の続きということで10ページ以降、それから労働基準行政関係資料を使いまして説明をさせていただきたいと思っております。座らせていただきます。

まずメイン資料のほうですけれども、監督関係でございますが、長時間労働の抑制それから過重労働の関係これが重点事項でございます、いま各種情報から1か月当たりの時間外、休日労働時間が80時間を超えているようなところに対して重点的に監督指導を行っております。上半期で471件ということでございまして、違反があれば指摘をして是正指導を行っているところであります。因みに昨年度の長時間労働が疑われる事業者に対しての監督指導結果につきましては、ここに表がございまして、全体で795件監督をいたしまして、法令違反があったところが558事業所、約7割というところでございます。

それから11月は過労死等防止対策推進法によりまして過労死等防止啓発月間ということになっておりまして、この期間に過重労働解消キャンペーンということで先だっても過重労働解消法相談ダイヤルも実施いたしました。

また、この期間同じく過重労働等を防止する監督指導を集中的に実施をしているところでございます。

この11月30日ですが、資料2のほうに資料の2番目にシンポジウムがございますけれども、11月30日に過労死等防止対策推進シンポジウムということで、シンポジウムを行うことにしております。またまだ入場のほうを受け付けておりますので、ぜひご参加をいただければと思います。よろしく申し上げます。

それから元に戻りまして、長時間労働以外にその他法定労働条件につきましても重点事項として監督指導を行っているところでございまして、上半期監督指導1169件ということで昨年よりも8割以上増ということで力をいれて実施しておるところでございます。

それから3番目ですけれども、外国人技能実習生につきましても非常に広島は技能実習生が多い県でございますので、外国人技能実習生を雇用している事業場につきましても集中的に監督をいたしております。上半期で212件と昨年より6割以上増ということになっております。

そして4番目ですけれども先ほど来お話がでておりますけれども、働き改革の推進に向けた取り組みということで、特に基準行政では時間外労働の上限規制ということで、労働基準法始まって以来の大改革ということがございますので、これにつきましての説明会を力を

入れて実施しているところでございます。上半期で局それから監督署を合わせて 156 回説明会等を行ったところでございます。

それから、事業場に対して個別に訪問いたしまして、いろいろ相談に乗るという事業もしております、これにつきましても 81 件というところでございます。もちろん非常に大きな改正でございますのでこの取り組みで十分ということではございません。今後さらに馬力をあげてこういった説明、周知には取り組んでいきたいと考えております。

次に 11 ページをみていただきまして、今度は安全と健康確保対策というところでございます。左側のところに死亡災害 15% 減などを目標といたしまして、広島県の第 13 次の労働災害防止推進計画を策定して、これにつきまして年度前半で周知等をおこないました。しかしながら、5 月ごろから死亡災害が多発いたしまして、6 月には労働災害防止団体等に緊急対策の要請などをいたしました。そのあと豪雨災害がございまして、復旧作業等で労働災害が増加ということが懸念されますので、これにつきましても発注機関ですとか災防団体等に緊急対策を要請いたしたところでございます。

現在の状況ですが右側に表がございまして、残念ながら死亡災害につきましては 9 月末で全産業で 18 人の方が亡くなられております。昨年が 31 人ということで大変多かったのでもこれと比べると少ないように見えるかもしれませんが決して少ない数字ではないというところでございまして、直近の数字では実は 22 人の方がすでに亡くなられております。特に製造業では 9 人の方が亡くなられてございまして、すでに昨年 1 年間の死亡者を超えているという状況でございます。

それから、死亡災害だけではなくて休業 4 日以上災害も含めた件数も下にございまして、9 月末で全産業で 2041 人というところでございまして、これも昨年の 9 月末が 1959 人でしたので、すでに 4% 増というところでございまして、特に建設業が今年 251 人となっておりますが、昨年同期で 212 人ということで 2 割近い増ということでございまして、なかなか災害が減らないという状況でございます。

こういった状況がございまして、12 月から 1 月にかけては建設業を中心に監督指導を集中的に行うことを予定しております。

また死亡災害、それから死傷災害などをみますと、クレーン関係の災害それから建設重機に関する災害、建設荷役車両、フォークリフトの関係の災害が非常に目立つということがございまして、こういったものについて災害防止対策の徹底の要請を近々に行う予定といたしております。

それからメンタルヘルス対策でございまして、広島の計画ではメンタルヘルス対策下の括弧にある三項目ですけれどもこの三項目について取り組んでいる事業所の割合を 9 割以上にしようということで周知、個別指導等を実施しているところでございまして、現在 75% 程度ということでこれもまたしっかり周知等をしていきたいと考えております。

それからその下の治療と職業生活の両立支援というところでございまして、広島県の地域両立支援推進チーム連絡会議というものを昨年立ち上げまして、今年も 7 月に開催いた

しました。これにつきましては連合の方ですとか、経営者協会等の方々にもご協力をいただいております。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

本省の委託事業で、治療と職業生活の両立支援のセミナーを全国 8 か所で開催する予定になっておりまして、広島でも来年 1 月 31 日に開催をする予定にしております。これにつきましては先ほどの資料 2 の資料ナンバー 5 に資料がございますのでご覧いただきたいと思いますが、会場はワークピア広島ということで午後 2 時から開催する予定としております。企業の方にも出席をしていただいて、取り組み内容等を報告いただくことにしております。使用者側委員のメンテックワールドの方にもご協力をいただくということになっておりますので、是非皆さん方も参加をしていただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

この治療と職業生活の両立支援につきましては働き方改革実行計画にも盛り込まれている事項でもございますので引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからメイン資料の 12 ページですけれども最低賃金の関係でございます。県最賃につきましては 844 円ということで改定がございまして、この 10 月 1 日から発効しております。引き上げ額 26 円ということで引き上げ率は 3.18% ということで平成 14 年以降過去最大の引き上げということでございます。ここに書いてあるようしっかり周知をしていきたいというふうに考えています。

それから特定最賃でございますが、8 業種が広島県にございまして、記者発表等もしましたけれど、8 業種のうち各種商品小売業を除く 7 業種につきましては、すでに 20 円から 24 円、平均の引上率で 2.49% ですが、今年の 12 月 31 日に発効予定になっております。

それから各種商品小売業につきましては今後またいろいろ手続きございますが、20 円の引き上げ、2.39% の引上率になりますけれど、来年度 1 月中旬には発効予定ということになっておりまして、これにつきましても周知をしっかりやっていきたいと考えております。

それから監督指導につきましては、違反の多い業種などを中心に重点をおいて、最低賃金の履行確保を主眼といたしました監督指導を実施する予定にしております。時期としては周知が一定程度進んだ年明けに行う予定といたしております。

それから次の労災のほうですけれど、いわゆる過労死等と石綿関連疾患についてお話をさせていただきますが、過労死等の脳心臓疾患につきましてはここに書いてあるように若干このところ請求件数が減ってきておったのですが、今年度上半期におきましては若干これまでよりも請求が増えているという状況がみられます。

それから精神障害のほうは逆に昨年までは増加傾向にございましたが、今年度は請求のほうは若干今落ち着いているところかなというところがございます。

石綿のほうも年間 60 件前後で推移しておりまして、広島は造船業が盛んだということもあって全国的にも比較的請求件数が多い方ですけれども、今年度につきましても若干請求が増えているといったような状況でございます。これらいわゆる複雑困難事案につき

ましては、できるだけ早く決定するというので、努力しているところでございまして、引き続き迅速適正な労災認定に努めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○横田会長

ありがとうございました。それでは各委員の方々には、ただ今のご説明に関しましてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○竹森委員

はい。

○横田会長

どうぞ。

○竹森委員

10 ページの監督指導実績のところ、非常に昨年から多く監督をしていただいておりますけれども、特にこの業種が増えているとか、100 時間を超えていると考えられている事業場に対する監督指導とあるのですが、とくに顕著なところ、増えた部分があれば教えてもらえたらと思います。

○鈴木基準部長

本年度の中身についてはまだ集計中なので、どこの業種というのはなかなか言いづらいのですが、昨年の監督指導結果を見ますと非常に中小零細というところで件数が多いというところがございますので、中小零細につきましては監督指導もさることながら、現行の労働基準関係法令についての周知が不十分だということもございますので周知等をしっかりやっていきたいと考えています。

○横田会長

よろしいでしょうか。

○竹森委員

結構です。

○横田会長

ほかには何かございますか。

○久光委員

よろしいでしょうか。働き方改革それから法定労働条件確保等でございますが、三六協定という観点として、今回の働き方改革の柱という中で長時間労働この是正のためにはまずは三六協定適正な締結、それから労働時間の適正な把握、この二つのところが大切だと思うのですが、監督指導の結果として、去年の労働時間に関する違反が 366 件あり、それから法定労働条件の確保もありますけれど、このなかで三六協定の未締結あるいは手続き上の観点での指導、このあたりの実態がどうなっているのかということと、あわせて広島県内でどういうふうな状況にあるのかということの方が分かれば教えていただきたい。

○横田会長

いかがでしょうか。

○鈴木基準部長

ご質問にあった三六協定が未締結であるとか、あるいは締結の仕方が不適切だとかそういったものについては、違反の中からは統計的には分からないというのが実情でございます。ただ、先だって司法処分したものについて記者発表をしましたけれど、そもそも三六協定が無効だったという事案もありまして、法違反のなかにはそういったものもあるという気はいたしております。

具体的に数字で示すというのは難しいのですが、おっしゃられるとおり、三六協定そのものを適切に結ぶということが重要ですし、きちんと労働者側について当事者要件を満たす適正な三六協定を結んでいただく必要がございますので、リーフレット等を配布して周知はしているところでございますが、リーフレットというのはもらった人は見えますが、もらってない人は分からないということになりますので、今ポスターを作って周知をしようと考えておりまして、年明けにはできるかと思っておりますので、ぜひ連合さんにも、また、使用者団体の方にもご協力をいただいで掲示していただいで、さらにしっかりと周知をしていきたいと考えております。

○横田会長

よろしいでしょうか。

○久光委員

はい。しっかり相談にも乗っていただいで、指導は厳しく、相談には優しく丁寧にご対応いただければと思います。

○横田会長

よろしく願います。それでは、ほかにこの件、この分野でご意見やご質問があるか

たは、また意見交換のところでお願いしたいと思います。

つづきまして渡部職業安定部長より、職業安定行政の重点施策についてということでご説明をお願いいたします。

○渡部安定部長

職業安定部長でございます。私からは14ページ以降職業安定行政についてご説明をいたします。皆様には日頃から職業安定行政、ハローワークの業務にご理解を賜りまして大変ありがとうございます。座ってご説明させていただきます。

14ページはハローワークのセーフティーネットとしての機能強化でございます。(1)マッチング機能ということで3つ掲げておりますがハローワークの業務を進めるうえでは非常に基本的な事項、重要な事項ということで実施しております。

一つ目が求職者に対する就職支援ということでございまして、就職件数37,220件を目標に掲げております。右側が上半期の実績でございまして一番右側が30年度の上半期ということで赤いグラフが新規求職者数であり、メモリの間隔がちょっとわかりにくいですが求職者数については減少してきてございます。あわせて就職件数についても減少してきておりますが、就職件数18,498件ということで対目標でみますと49.7%の状況になってございます。

続きましてイが雇用保険の受給者のかたの早期再就職に関する目標でございます。年間11,975件を目標に掲げておりまして、右側の実績ですが、紫の受給資格決定件数またオレンジの早期再就職者数ともに微減ということになっております。こちらは4月から7月までということで一年の三分の一が経過した時点での実績となりますが早期再就職件数4,697件は対目標でみますと39.2%という状況になります。

またウが求人充足支援ということでございまして、こちらは青の新規求人数が非常に大きく増えているという中で、充足数19,562件は前年度比と比べまして減少ではありますが、対目標でいいますと49.9%の進捗状況になってございます。

ページをおめくりいただきまして15ページは訓練の関係でございます。訓練につきましては職業訓練が必要な方に周知等を積極的に行うということですか、受講中から積極的な就職支援を行うということで取り組んでおります。右側の表ですが一番上が求職者支援訓練の応募状況、ひとつとんで施設内訓練の状況、一番下に委託訓練の状況とございます。それぞれ一番右側が定員の充足率になっておりまして、28年度29年度に比べて充足率が低くなっているところが多いということでございます。人手不足が続く中で職業訓練を希望する求職者が少なくなっているということで定員確保に苦慮している状況でございます。

ページをおめくりいただいて16ページになります。人材不足分野の取組ということで(1)がハローワーク広島東それから福山所に人材確保支援コーナーというものを設けて人手不足分野の就職支援等を行っているところでございます。右側が県内の福祉、建設、運輸、警備分野の就職件数ということで、数字はそうようになっております。

その下の（２）が雇用管理改善等、働き方改革等を通じて生産性の向上を図った企業に対し雇用関係助成金の助成額や助成率の割り増しを行って生産性向上を支援していくということです。右側がその雇用関係の助成金につきまして、生産性向上による助成金の割り増しをうけた件数が30年上半期では171件ということになってございます。

次の17ページですが（３）が正社員の就職促進となっております。右側のグラフ青いほうが新規求人数、右側が就職件数ということで、それぞれ色の濃いものがそのうち正社員に関するものというふうになっております。求人で見ますと153,531人の求人のうち正社員が70,435人ということで、件数は増えておりますが全体の求人数自体がさらに増えているので求人に占める正社員の割合は45.9%となっております。29年度は46.7%です。就職件数のほうは就職全体に占める正社員の就職の割合が51.4%ということで29年度と30年度上半期は同じ水準となっております。

また、その下が非正規の方の正社員転換ということで、キャリアアップ助成金等の活用ということで取り組んでおります。右側がキャリアアップ助成金の支給決定状況ということで、一番左が正社員化コース30年度4月から9月の上半期は459件であり昨年度より多くでているという状況になります。

続きまして18ページでございます。まず（１）が女性の活躍促進ということでハローワーク広島、福山にマザーズハローワーク、また、広島西条、呉、廿日市にマザーズコーナーを設けて支援をしています。右側がその状況になりまして、新規求職者数が減っている傾向がありまして合わせて就職者も減っています。

一方、重点支援対象としている方の就職率につきましては、91.7%と9割を超える高い就職となっております。

（２）が若者の関係です。アが若者雇用促進法に基づく取組の促進、イは新規学卒者に対する支援、ジョブサポーターの学校等との連携等でございます。

次のページのウがユースエール認定制度ですとか、面接会やインターンシップの促進、エがフリーターに関する支援で、わかものハローワークですとか、ひろしましごと館、地域若者サポートステーションといったところでの支援、こういうことに取り組んでいます。

ページを戻っていただいて18ページの実績のところですが平成30年3月卒業の高校生の就職状況になります。青いのが求人数ということで最近ずっと増えてきているというところで、一番上にある折れ線グラフの数字が内定率になります。30年3月は99.1%ということで前年からは0.3ポイント減っておりますが非常に高い水準となっております。

19ページの右側は、インターンシップの説明会ですとか面接会、セミナーの上半期の実施状況ということで記載の通りとなっております。

20ページでございますが高齢者になります。高齢者雇用確保措置ということで65歳までの雇用確保を進めるということと、ハローワーク広島、呉、福山、広島東に生涯現役支援窓口を設置して、高齢者の就職支援をしてございます。右側の状況ですが、高齢者雇用確保措置につきましては99.6%の企業で実施されているというところで、70歳以上まで

働ける企業の割合については、徐々にですが年々増えてきて29年には23.8%となっております。

真ん中の表ですがハローワークの新規求職者に占める高齢者の割合ということで、特に、65歳以上というところが平成30年上半期では7,003人ということで、全体に占める割合12.1%ということで非常に増え続けております。

ページをめくって21ページです。こちらは障害者、難病・がん患者等の活躍促進ということで法定雇用率の達成指導、それから精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の活用等に取り組んでいるところでございます。右側の図ですが一番上が障害者の就職件数、種別の件数ということで、一番上の紫のところが精神障害のかたということでこの部分の占める割合が非常に増えてきているということでございます。合わせて、身体、その下の緑ですが、この割合は減ってきているという状況でございます。真ん中の図が障害者の雇用者数と実雇用率ですが、数も率もともに着実に増え続けているというところで、平成29年には広島県の民間企業の実雇用率は2.05%となっております。

(5)が外国人関係で、雇われている方また雇う企業の数が増えておりまして、その図にありますように平成29年ですと、雇用している事業所数3,938、雇用されている外国人28,358人という状況になっております。

22ページ、23ページと地方自治体との連携関係でございます。(1)の広島県、(2)の広島市、(3)の呉市、(4)の三次市、(5)の福山市と、それぞれに対して雇用対策協定等を締結いたしまして、学生や障害者、高齢者を対象とした面接会ですとか、女性や生活保護受給者等の一体的な窓口支援ということに連携して取り組んでいるところでございます。おもな実績についてはそれぞれ右欄に記載しているとおりでございます。メイン資料については以上ですが資料3についても若干説明をさせていただきます。

資料3の資料ナンバー1でございますが県内の雇用情勢30年9月分ということになります。有効求人倍率2.14倍という数字は東京都に次いで全国2位という非常に高い数字になっております。下のグラフがございまして、青の有効求人数が年々増えているというなかで、赤の有効求職者数が減少傾向にあるというところで、その差がどんどん開いて有効求人倍率が非常に高い状況になっております。今の左側の図の右端のほうが各月の状況でございますが広島では5月に有効求人倍率が2倍を超えましてそこからずっと2.1倍を超えるような高い状況が続いています。

続いて資料ナンバー2でございます。こちらは平成29年度のハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価の結果ということでございまして8月8日の日に公表しておりますことをご報告させていただきます。

この総合評価ですが平成27年度からの取組となってございまして、管内11のハローワークの結果をまとめてございます。個別の所の詳細な評価につきましては、それぞれ掲げた目標ですとか、それに対する実績という資料がこのあと資料に付いておりますのでご参考いただければと思っております。全体を総括しますと資料ナンバー2の表紙の四角に囲っ

てございますが、総合評価の結果として良好な成果であった所というのが、広島西条、可部、広島東、廿日市の4所、標準的な成果となりましたのが残りの広島、呉、尾道、福山、三原、三次、府中の7所という状況になってございました。本年も引き続きまして昨年度の評価結果も踏まえましてハローワークの業務運営の向上改善に取り組んでいるところでございます。私からは以上でございます。

○横田会長

ありがとうございます。それではただ今のご説明に対しまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

○野口委員

使用者委員の野口でございます。今のご説明にありました各所別の有効求人倍率が高い数字が出ているんですけど、今回の豪雨災害の影響がそろそろ出始めてくる時期になっているのかなと感じています。先般も新聞に安浦のゆめマートさんが閉店をするというものが出ております。そういった形になっていきますと、ある程度大量の社内での配置転換等もあるんでしょうけれど、以前ハローワークを伺ったときにミスマッチというのは二つあって、一つは求人と職種のミスマッチというのと、もう一つは地域のミスマッチといえますか、求職者と求人側との勤務地によるミスマッチというのが起きてくるのですと。呉市内でも山一つ越えと行きたくないとか、焼山から出たくないですとか、色々なご要望があって、近隣でも地域をまたぐのは難しいということを伺ったことがありまして、そうするとこれから先そういう特に交通手段等の欠ける部分での呉だけではなくて、まわりも全部そうですけれども、そういう離職者が出た場合にどういうふうな行政として支援策があるのか、わかる範囲でお聞かせいただければありがたいなと思います。

○渡部安定部長

まず豪雨災害の影響ですが、確かにすぐ出るという感じではなかった状況なのですが、個々に見ていくと色々ございます。ハローワークのほうでは被災されたかたのニーズをよくお聞きをして、それに対応していくということなんですが、いまおっしゃっていただいたように地域に関するものなかなか難しいところがございます。地域を超えてどうしても就職せざるを得ないと本人が決断されるということでありましたら、雇用保険のほうからその地域を移動して面接を受ける経費ですとかそういう支援の仕組みがあるのですが、そもそも本人がそれを望まないとなってきますと、その方のニーズをよく踏まえた上で、希望にあった地域の求人が出たときにすぐご連絡するですとか、ハローワークが地域の潜在的な求人、ハローワークにまだ求人として出てきてないということも個別にその方に合うものを探していくというようなことを地道に取り組んでいくことなのかなと思っております。

○野口委員

何かご心配されているようなところが管内にございませんか。

○渡部安定部長

呉・三原というあたりが多いと認識しております。

○野口委員

ありがとうございます。

○横田会長

ほかにご質問がある方は最後の意見交換のところでまたお願いしたいと思います。つきまして中原総務部長より、総務部関係の重点施策についてということでご説明をお願いします。

○中原総務部長

それではメイン資料の24ページをお開き下さい。総務関係としましては労働保険の適用徴収の関係でございます。ご案内の通り労働保険制度というのは、労災補償それから失業給付など労働者の方のセーフティーネットとして重要な役割を担っているところでございます。労働者一人でも雇用された場合には加入が義務付けられておりますので財政の安定的な確保、これはもとより費用負担の公平性の観点から二つの目標を掲げております。(1)と(2)でございます。一点目が労働保険の未手続事業の一掃対策でございます。労働保険未手続の事業がそれなりにあるということでございますが、その多くは小規模零細事業場でございます。そういったところで未手続という情報をできるだけ幅広く情報収集をしまして、個別にひとつひとつ塗りつぶしていく非常に地道な作業を行っているところでございます。本年の年間の新規成立の件数としましては1,113件を目標としております。この対応促進業務につきましては、一部を民間に委託しまして、そこに推進員を配置して情報の収集あるいは加入の勧奨こういったものを行っているところでございます。合わせて、国土交通省あるいは広島県、こういった関係機関との連携を持ちまして情報を幅広く収集しているところでございます。

本年の状況でございますけれど、9月末で新規成立件数が480件ということで、前年を下回る状況にございますが、災害等の影響もありますので、これから下半期に向けて目標達成になるよう努めてまいりたいと思っております。

それから二点目は、労働保険料の収納率の向上ということでございます。29年度の収納率は全国平均で98.66%でございます。これに対しまして、広島県は98.22%ということで全国の平均を下回っている状況にございます。目標としましては前年度の数値98.22%を上

回って、前年度以上に全国平均の収納率に近づけるということを目標にやっております。ここにございます通り、高額滞納事業主あるいは複数年にわたって滞納を繰り返している事業主の方に対しまして、各種調査等を行って収納率の向上等に努めているところでございます。因みに29年度の全国での広島県の順位が28位でございますが、その前の28年度が32位、27年度が37位ということで、年々格差は縮まっているものという認識をしております。収納率の向上につきましても、例年7月の10日が年度更新の期限ということでございますけれども、今年度は、ちょうどこのタイミングで豪雨災害が発生したというところでございますので、年度更新の期限も11月27日まで伸ばしております。こういったこともありまして右のグラフにあります通り、30年9月末現在での収納率は39.34%と全国と比べましても低い状況になっておりますけれども、納期限が先ほど申し上げました11月27日と決定されましたので今後努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○横田会長

ありがとうございました。それではただ今のご説明に対しまして、何かご質問はございませんでしょうか。

では、また最後のときにでもご意見、ご質問がございましたらお願いします。

それでは次の議題に移らせていただきます。議題（3）その他最低工賃の改正等についての議事に入ります。まずは事務局からご説明をお願いします。

○鈴木基準部長

それでは私労働基準部長の鈴木から説明させていただきたいと思っております。家内労働の関係につきましては広島県最低工賃が4つ定めてございますがこれらについて計画的に実態調査を行いまして改正が必要かどうか検討しております。今年度につきましては今回この資料にございます資料4を使って説明させていただきますが毛筆和筆製造業それから和服裁縫業これら2つについて調査を行いましたのでこれらにつきまして説明をさせていただきます。

まず資料1の毛筆画筆製造業最低工賃の実態調査結果についてご説明いたしますが、こちらにつきましては最低工賃が最近改定されておりました平成29年5月に新しい最低工賃が発効いたしております。したがって今回の調査は最低工賃の見直し後の初めての調査ということになります。

簡単に概要をご説明いたしますとまず1の（1）で委託者数につきましては年々若干減っておりますが今回につきましては対象である委託者が27者ということでございます。ただ調査票を送って回答があったのは20社でございましたのでこれらについてのご報告になります。

それから家内労働者の数ですがこれも年々減少いたしておりました今回324名うち男性が57名ということで、過去の調査結果をみましても男性の数は大体16、7%ということで

あまり変化はございません。

年齢でございますが割合についての大きな変化はないのですが、70歳以上の方がまず4割以上を占めております。また50歳以上の方が8割以上と非常に高齢化が進んでおります。

それから2ページ目でございますが委託者の数、最低工賃が適用されている工程について委託している委託者それから工程に従事している家内労働者につきましてですが、委託者のほうは今回8者と若干減少しております。家内労働者のほうは若干増えているということでございます。

4のところでは支払い工賃の階層別の家内労働者の数でございますがこれは平成30年4月に支払われた工賃についての調査でございますが今年度10万円未満が合計290人おられまして全体の9割近くが10万円未満というところでございます。過半数が4万円未満という状況でございます。

それから3ページでございますが委託した業務量の変化でございますが、大体委託者の全数は変わらないあるいは減ったということございまして、特に減ったという回答をしたところが過半数に上るということで減った理由としてはここに書いてあるような販売数の減少だとか製造工程の内製化といったようなこういった理由が挙げられております。

それから工賃単価の変動につきましても17者のうち13者が変わらないというところがございます。高くなったというところもございますが、委託者を維持するという理由で上げたというところがありました。

4ページ目でございますが各最低工賃の設定がある品目、工程につきましての委託状況それからその推移でございますが、まず工賃についてでございますが、見ていただくとお分かりになります通り、一部例えば穂首つくりにつきましては工賃が最低額が最低工賃よりも若干上回っている、例えば小筆であれば最低工賃33円に対して工賃最低額300円ということで非常に大きな開きがあるものもございますが、全体的に見れば工賃の最低額は最低工賃プラスアルファというところの額になっているというところがございます。27年以降の状況を見ますと17者のうち13者のところが最低工賃の設定のある品目工程については工賃があまり変わっていないという回答でございます。

また工賃の設定のある工程を委託している8者につきましても6者があまり変わらないという回答というところございました。

それで7ページにまとめがございますが、大体、今、私が申し上げましたようなことございまして、基本的に最低工賃を下回る工賃を払っているところはございませんでしたが、今回この調査結果を受けて最低工賃どうするかということにつきましては、が最初に申し上げた通り昨年の5月に見直しがされたものでございまして今回初めての調査ということでございます。一部工賃の最低額との開きが最低工賃と比べてあるものもございます。

また前回27年の委託調査と比較しまして委託がなくなった工程というものの中には一部ございましたが、まだまだ改定後1回目の調査ということもございますので、この調査結果から直ちに見直す必要はないのではないかと考えております。これがまず毛筆画筆製造業

最低工賃の関係でございました。

それから資料の2でございまして、和服裁縫業の関係でございまして。こちらにつきましては対象者が年々減少いたしております。今回につきましては委託者20者でございまして回答が12者というところでございました。家内労働者の数でございましてこちらでも減少を続けておりまして、年齢層をみましても50歳以上の方が全体の7割以上というところでございます。男性につきましては今回の調査ではいなかったというところでございます。

次の2ページで最低工賃の適用工程に関しての委託者、それから家内労働者でございまして、こちらのほうも今回委託者数8者ということで大幅に減少いたしました。また家内労働者につきましても33名ということで大きく減少いたしております。(4)1か月の支払工賃回数別家内労働者数でございまして10万円未満が64名ということでほぼ10万円未満の方々ということでございます。特に支払工賃が低額になるほど家内労働者の数が増加しておりまして2万円未満の方が約38%おられるというところでございます。

3ページでございまして委託業務量の変化でございまして増えたというところが今回なくて変わらないというところが1者、減ったというところが10者というところでございます。理由といたしましては新しい仕立物が減少したというものとかあるいは着物の売上が減って委託していた仕事自体が減ったというところも見られる状況でございまして。それから下の(6)工賃単価の変動でございまして、変わらないというところが最も多いというところでございます。

次のページが最低工賃の設定がある品目、規格に関する委託状況というところでございますが、見ていただくとわかるのですが最低工賃よりも下回っているものがみられます。この状況については担当の方でも調べておりますけれども、そもそも調査票の記入自体が不適切ではないかといったものの中にはございます。ただ、実際最低工賃違反がある可能性もありますので、これらについては今後直接委託者の実地調査をいたしまして本当に違反があるのかどうかしっかりと調べたいと思っております。まとめのところは今申し上げたようなことが書いてありますが今後の最低工賃の見直しの必要性につきまして申し上げますと、和服の関係の最低工賃につきましては前回の説明の際にも最低工賃を下回っている委託があるということで周知の取組をする必要があるということで報告をさせていただいたようでございますが、残念ながら今回の調査におきましても最低工賃を下回る工賃額で委託されているということがこの調査結果でわかっております。これについては当然私も遺憾だということで深くお詫びを申し上げなければならないというふうに考えておりますが、ただ調査の記入が不適切だというものの中にはあること、また委託者の数も全体的に限られているということがございますので、先ほど申し上げました通り直接委託者を実地に訪問調査をして、実際に最低工賃違反が生じているのかどうかという確認をさせていただきまして、もし違反があれば是正させるということをしつかりやっていきたいと考えております。

また、最低工賃の見直しにつきましては、最低工賃は平成14年から現行のままというこ

とになっているのですが、今申し上げたような状況もありますし、また、業界の方にお聞きしますと、そもそも着物離れが進んで着物自体の需要が大変減少しているということでありまして、家内労働に出される仕事としてはオーダーメイドの着物が多いんですが、そういうものも中国とかベトナム、タイといったような安価な海外縫製に出されるものも非常に多くなっているということでありまして、家内労働に出す仕事も業務量自体が年々減少しているということのようでございます。業界の方も最低工賃自体は委託に出す工賃の目安になるということで必要だと考えておられますが、今申し上げた状況でございますので最低工賃は上げたとしてもかえって海外縫製に出されるものが増加するのではないかと、そうすると結局家内労働に出される仕事自体が減ってしまって収入が逆に減るのではないかとという危惧があるということでございます。こういった意見も聞かれるということでございますので、和服裁縫業の最低工賃の改正につきましても今回は見送りとさせていただきます。私からは以上でございます。

○横田会長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうからは広島県毛筆画筆製造業最低工賃と広島県和服縫製業最低工賃の改正諮問につきましては何れも見送るというご提案がございました。このご提案につきましてご意見等はございませんでしょうか。

○中野委員

よろしいでしょうか。

見送りに反対という訳ではないのですが、いま部長さんのほうからもありましたように和服の関係で工賃等が下回っているところも多々あるみたいなので、最近の規格とか工程でいままで別々だった工程が一緒になったという部分もあろうかと思っておりますので、そこはもう一度調査をしていただければと思います。筆の関係につきましては、28年度に熊野筆の関係者の方達にお集まりいただいて、部会を設置して、そこでお話をいただいて工程なり工賃が決まっていますので、この件につきましても見送りで構わないと思っておりますので、二点とも見送りで結構でございますが、和服についてはもう一度調査をお願いいたします。

○横田会長

いかがでしょうか。

○鈴木基準部長

和服の関係につきましてご意見をいただきました。私も実態調査の項目等も実態がよく分かるような形で見直しをして行かないといけないと思っております。そういったことも含めて、実態をもう少しつぶさに調べさせていただいて、今後どうするのかということについて、皆様方にもう少ししっかりした観点でご提案できるようにさせていただきたいと

思っておりますのでよろしくお願いします。

○横田会長

よろしいでしょうか。他にはご意見はございませんでしょうか。それではご異議のある方はいらっしゃいますか。改正諮問は見送りということについて、ご異議のある方はいらっしゃいますか。

特にいらっしゃらないようですので、ご異議がないということで承認されたものと認めたいと思います。広島県毛筆画筆製造業最低工賃および広島県和服裁縫業最低工賃の改正は見送りで現行のまま据え置くということにさせていただきます。

続きまして、最後の議事であります議事の 4 意見交換等に入らせていただきます。ここからはフリートキングで労働に関するご意見やご要望、それからこれまでのご説明で言い足りなかったことなど各委員の皆様から幅広くご意見を伺いたいと考えておりますがいかがでしょうか。どなたかご発言をお願いできますでしょうか。

○久光委員

よろしいでしょうか。働き方改革関連法案の取り組みについての情勢という観点です。さきほど鈴木部長のほうからポスターを含めてご対応ということでもありますけれども、今回の改正の部分につきましては、局長からもございましたとおり、本当に大きな改正ですし 4 月 1 日から三六協定のほうも順次ということでもあります。有給の取得についても全体でとっていかないといけない。もう限られた期間となっておりますし、積極的な情報発信が必要かというふうに思います。そういう観点でいけば、法改正あるいは相談に対して労使の認識がしっかり深まっていくことが大切だと思いますので、マスコミあるいは関係団体とうまく連携をしながら短期集中的というか、気分をぐっと盛り上げていくようなことも必要なのかなと考えておまして、労働局のほうのお考えがございましたらお伺いをしたいなと思います。以上です。

○横田会長

いかがでしょうか。お願いします。

○鈴木基準部長

基準部長の鈴木でございますが、もう少し機運の醸成ということでご提案をいただきました。その点について私もそういうのも必要と思っております。先ほど三六協定について独自のポスターを作ると申し上げましたが、働き方改革の関連法案の周知につきましても、本省のほうで今ポスター等を作っております。これを全国に配布するというところでございますので、こういったものも使ってもう少し幅広く周知されるようにしていきたいと思っております。

○横田会長

ありがとうございます。ほかの部所の方は何かございますか。特にないでしょうか。いかがでしょうか。ご質問された委員の方は。

○久光委員

予算の関係もあろうかと思えますけれど、気づきも重要だと思いますので積極的な対応のほうをよろしく願い申し上げます。

○横田会長

ほかには何かございますか。

○野北委員

公益委員の野北です。労災の増加について一点だけ質問します。この急激な労災の増加の内訳としては、例えば被災された方の中に非正規が増えているとか、あるいは外国人労働者が増えているとかそういうことは何かありますでしょうか。

○鈴木基準部長

基準部長の鈴木でございます。非正規が増えているとか、特に外国人が特段すごく増えているということではたぶん無いということだと思います。例えば死亡災害をみると、昨年は非常に20代とか就職してまだ間もないような経験年数の短い方の死亡災害が多かったりしましたが、今年度は20代の方とか経験年数の短い方の災害というのは、昨年よりもずいぶん減っておりまして、逆に50代とか60代とか、あるいは70代以上といったどちらかといえばベテランに属する方の災害が増えております。その背景についてはなかなか分析は難しいではありますが、実際の災害発生状況などを見ると、どうもおそらくずっとなんらかの不安全作業がずっと続いていて、それについて事業主のほうでも黙認をしていたし、労働者のほうもそれですとずっと続けていて何らかのきっかけでそれが原因で死亡災害につながっているんじゃないかといったように思われる事例も多々あるところでございますので、安全衛生教育の充実といいますか日ごろから作業に関する安全確保に関して事業場でしっかり徹底していただくといったような取組が必要なのかなと思っております。そういった点につきましても今後徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

○横田会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにはございますか。

○中野委員

以前もお聞きしたと思いますが、この資料の 17 ページのところのキャリアアップ助成金の件ですが、正社員コースの支給決定が今回 459 件ということで、この正社員コースは、必ずしも最終的に正社員にならなかったらそれは仕方ないね、というようなことをお聞きしたんですけど、今回、件数で大体 459 件のうち何人くらいが受けられてすでに正社員になられているか、追っかけ調査まではないかと思うので、正社員になられた数が分かるかわからないですけど、合わせてこの正社員になる時点というのは受けてすぐなのか次年度からなのか、それは別に取り決めがないのか、そういったところが分かれば教えていただければと思います。

○渡部安定部長

細かいところは承知していない部分がございます、後日整理をしてお答えさせていただきます。すみません。

○横田会長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

○小松委員

使用者委員の小松でございます。いまちょっと取り組んでいることを少しお話しさせていただきます。各企業におかれましては、かなりの人材不足で現場では悲鳴をあげているような状況です。ありとあらゆる対策を今まで取ってまいりましたが、更なる女性の活用活躍の場を設けようということで、出生率を上げながら女性の活躍する場ができないかということと、東広島市は結構外国人が沢山おられて広島大学にも 73 か国の留学生が来られており、留学生のなかには家族の方が来られ、子供さんもおられて対策に困っているということがあります。また、待機児童が多いということで、今回、企業主導型保育園ということで新聞紙上いろいろ騒がれておりますけれど、なんとか連携して取組みでいけないかということで、東広島市の近くの企業 13 社と協定を結びまして、来年、企業主導型保育園を開園しようとしています。多種多様な働き方ということで、朝 7 時半から夜 8 時半まで、そして月曜日から日曜日まで対応し、それからちょっと熱が出ても対応できるように看護師を常駐させていこうとしています。それから、海外からも子供さんも来られているということで、5 か国語を保育の場に取り入れて、特別に授業をするのではなくて、遊びながら、また歌を歌いながら子供たちの耳から日本語、英語、スペイン語とか中国語などを入れて育てていこうということで、いま取り組んでおります。これもやはり産・学・官が協力しないと長く続いていけないと思いますので、これからも一緒に取り組んでまいりたいと思います。一つの例として話をさせていただきました。

○横田会長

ありがとうございます。ほかにはございますか。すみません、公益委員として伺いたいのですが、今回は特に出てこなかったのですが、高校とか大学の新卒者の人たちが新卒の時点では就職するのですが、3年以内に辞める人が半数とか40%とかいるということについては、何か対策みたいなのはあるのでしょうか。

○渡部安定部長

新卒の方は、よく昔から七五三とかと言われて、三年以内に辞めていく方が多いと言われていますが、学卒で入った方には定着指導ということで取り組んでおりまして、ジョブサポーターが学校と連携をして色々やり取りをする中で、新卒者で就職した場合、その就職先のほうに半年とか経ってからどんな状況かを声をかけに行くことで、定着するように努めているところです。定着にこれといった決定的なものはなかなかないのですが、最近ですと若い方もその会社に入ったのが一人だけとか、周りに相談できる人がいないといったところで孤立してしまうというケースも多いので、なるべくそういうことにならないように、いつでも何かあったらハローワークに相談できるという体制は作って支援していきたいと思っております。

○横田会長

企業さんとしては、雇って訓練しているのに、これから会社のために力になるってときに辞めてしまうっていうのも大変なロスですね。ということでまたそういう面でもよろしくをお願いします。

それでは事務局のほうからは何かございますか。

○福馬企画官

事務局のほうからは特にございません。

○横田会長

それでは委員の皆様はこれでよろしいでしょうか。

特にないようですので以上をもって本日の議事を終了したいと思います。

最後に、本日の審議会の議事録の作成についてですが、広島地方労働審議会運営規定第6条によりまして審議会の議事については議事録を作成し署名するということになっております。議事録の署名につきまして、公益代表委員は私、労働者代表委員としては久光委員、使用者代表としては中野委員にお願いしたいと思います。議事録が事務局のほうで作成できましたら署名委員の方にお送りいたしますのでご署名をよろしくをお願いします。

それでは以上をもちまして平成30年度第1回広島地方労働審議会を終了させていただきます。

いろいろなご意見ありがとうございました。ご協力を感謝し終了とさせていただきます。

議事録署名

平成31年1月18日

公益代表委員 横田明子 

平成31年1月24日

労働者代表委員 久光博智 

平成31年1月30日

使用者代表委員 中野博之 